

# 新優生学と教育

——生殖系列遺伝子改良と子どもの〈他者〉性をめぐる考察を通して——

杉原 徹

## はじめに

本稿は、拙稿「現代遺伝学の教育への影響に関する検討—優生学・優生思想を対象化するために—」<sup>1)</sup>の議論を引き継ぐものである。

2004年春に執筆した前稿では、2003年4月のヒトゲノム解読完了という事態に象徴される現代遺伝学の発展が、教育にどのような影響を及ぼすのか、という問題関心のもとで議論を展開した。現代遺伝学と優生学がどのように結びつけられるのか、近年の新優生学 (new eugenics) の動向を紹介しつつ論じ、そのうえで現代遺伝学が教育に及ぼす影響を、金森修の思考実験を手がかりとしながら検討した。さらに、優生学・優生思想に関する当時の時点での教育学研究の状況を概観した。多様な議論を取り上げ、整理した結果の結論としては、現代遺伝学の発展に伴い、新優生学が台頭しており、教育学もまた、教育と優生学との危うい関係を自覚しつつ、新優生学の動向を対象化する必要があるのではないかと、いうことであった<sup>2)</sup>。

前稿をふまえ、本稿がさしあたり目指すのは、次の二点である。第一に、前稿以降、すなわち2004年から2006年春の時点における、新優生学を対象とした研究動向を概観すること。第二に、前稿のようにレビュー的要素の強い論考にとどまるのではなく、新優生学に対する教育学的応答を試みることである<sup>3)</sup>。

ただし、補足を要する。本稿での試みは、新優生学を対象にするといっても、たとえば、優生学と教育の関係を歴史的に検証し、そこから得られた知見を通して新優生学を論じようというものではない。さらに細かくいえば、新優生学のうち、本稿で主題となるのは、旧来の優生学の中心的論点であり、近年では出生前診断からの選択的人工妊娠中絶と関連づけて語られることの多い否定的優生の問題ではない。「デザイナー・チャイルド」論に代表される肯定

的優生の問題を主題的に論じる。前稿で取り上げた論考、特に教育学研究としての論考は、新優生学といっても否定的優生の問題を主題としたものが中心だった。たしかに、現時点では「デザイナー・チャイルド」など仮想的である。しかし、だからといって論ずるに足らない問題とは思えない。

そのこと、すなわち新優生学における肯定的優生の問題が教育学にとっても重要な課題であることを確認するのが本稿での第一の目標となる。2004年から2006年春にかけての新優生学を対象とした研究動向を概観する作業を通してそのことは確認されるはずだ。新優生学の関心は生殖系列遺伝子改良<sup>4)</sup>へと向けられており、そこでは子ども観、教育観、生命観などが重要な論点となっていることがみえてくる。

第一の作業を通して浮かび上がってきた新優生学における子ども観、教育観、生命観に関わる問題群を、本稿では、緩やかに「新優生学と教育」という課題として位置づけておく。そして、第二の作業となるのは、この「新優生学と教育」という大きな課題へと迫るために一つの試論を展開してみることだ。生殖系列遺伝子改良と子どもの〈他者〉性をめぐる議論を取り上げてみる。

## I 新優生学を対象とした研究動向 (2004-2006年春)

本節では、2004年から2006年春にかけての、新優生学を対象とした研究動向を概観しておく。そして、新優生学における肯定的優生の問題が教育学にとっても重要な課題として位置していることを確認しておきたい。

### 1. 教育学研究

——教育学と優生思想の接点——

2004年から2006年春にかけての、新優生学を対象

とした研究動向を振り返る際に、まずは、教育学の立場からの研究を取り上げておきたい。藤川信夫ら共同研究グループによる、二つの学会での研究発表、2004年教育哲学会第47回大会ラウンドテーブル「教育学と優生思想の接点」と、2005年教育思想史学会第15回大会コロキウム「教育学における優生思想の展開—歴史と展望—」である。

実は、二つの研究発表はともに、新優生学の動向を見据えつつも、その中心は、優生学と教育をめぐる言説ならびに具体的な政策や実践の展開の歴史的検討である<sup>5)</sup>。多様な議論が取り上げられているが、これらの研究発表の成果として最も重要な点は、教育学と優生思想は接点をもつ、構造的に結びつきがある、ということが教育思想史の文脈においてあらためて確認されたことだろう。

たとえば、これまで、エレン・ケイの思想とその思想の世界各地での受容状況、また日本の大正自由教育期の思想家における優生学・優生思想へのアプローチを検討してきた岡部美香は、教育学と優生思想の接点を次のように述べている。

「教育学と優生思想は、個人が自律的な主体として存在することを重視するあまり、他者、とりわけ自分とは異なる存在として線引きした他者の〈他者〉性を黙殺・劣等視・否定・排除するという思考において結びついているのではないか。換言するなら、自分（の認識・理解・予測・推測・構想など）を越える〈他者〉を、それとして承認するのではなく、自分の延長上、とりわけ時間的延長上に位置づけて捉えようとする思考が現出するところに両者の結びつきが見られるのではないだろうか。」

このように総括する岡部は、続けて、教育学と優生思想の接点をずらすための一つの方法を提案している。「他者が〈他者〉として存在する事実やそうしたあり方を承認するという余地を自分のなかにかに見いだすか、あるいは生み出すか、また、その〈他者〉に対してどのような態度をとるか、という問題に取り組むこと」である<sup>6)</sup>。

教育学が優生思想と接点をもつ、構造的に結びつきがある、という点は何度でも確認されてよいだろう。20世紀の教育思想史のなかで脈々と流れ続けてきた、子どもを〈良い方向〉へと導こうとする欲望が、今や最先端の科学技術と結びつこうとしているのだから。

## 2. 金森修『遺伝子改造』

### ——生殖系列遺伝子改造と子どもの保護——

2004年から2006年春という時期、新優生学に関する重要な文献が刊行された。ここ数年、膨大な英語文献の読解を通して現代遺伝学の動向を追跡し、思考実験を続けてきた金森修の諸論考が纏められ、2005年10月『遺伝子改造』（勁草書房）として刊行されたのだ。私が前稿で取り上げた「遺伝子改良の論理と倫理」（2000年9月初出）、「遺伝子改造社会のメタ倫理学」（2001年8月初出）、「リベラル新優生学と設計的生命観」（2003年7月初出）や、2005年7月に初出・発表された本テーマの結論部に相当する論考はもちろん、その他松原洋子との対談や遺伝子改造論の歴史をたどった「アーカイヴ」などもおさめられており、極めて重厚な内容となっている。

ここでは、金森の結論部に相当する第七章‘homo transgeneticus’にふれておきたい。本章で金森は、生殖系列に介入し、子どもや子孫のために、遺伝病の要因たる病因遺伝子が特定されたときに治療的に改造すること、ならびに、いわゆるプラスの特性を備えた「デザイナー・チャイルド」を作るために強化的に改造することを目指す生殖系列遺伝子改造の問題を論じている。

当初は、新優生学といっても、否定的優生の問題についてもたびたびふれていた金森も、徐々に肯定的優生的側面へと関心を向け、2003年7月初出で本書第三章「リベラル新優生学と設計的生命観」では、肯定的優生に重点をおく新優生学を自ら「リベラル新優生学」と名づけて議論を展開している。それは、アメリカを中心とする英語圏で90年代以降、生殖系列の遺伝子改造論が公然と議論されるようになってきたという現実をふまえてのことだろう<sup>7)</sup>。特に、アメリカの大統領生命倫理評議会が2003年10月に提出した報告書『治療を超えて—バイオテクノロジーと幸福の追求』<sup>8)</sup>において、さまざまな改良・強化について言及されている事態を金森は重く受け止めつつ、2005年6月に執筆された本章では、生殖系列遺伝子改造について集中的に論じている。

たしかに現状では、生殖系列への介入は技術的にも倫理的にもさまざまな制約を抱えている。しかし、近未来的に比較的安全に生殖系列への介入が可能になったとしたら…。金森はこのように思考実験を始める。生殖系列への介入は、一世代で完結するのでなく、世代間にわたって影響のある事柄だから、慎

重な判断が必要となる。介入といっても遺伝病対策のような治療的な介入であり、治療実績がどんどん積み重ねられていけば社会的合意が得られていくのではないか。いや、『治療を超えて』でも述べられているように、治療的であることと、改良・強化的であることの境界は曖昧で、連続性がある。しかし、強化的な改造が可能になってきたとしても、子どもに特定の未来を押しつけるような改良・強化的改造は社会的合意を得られない可能性が高いのではないか。

このような思考実験と、これまでの考察を踏まえつつ、金森は生殖系列遺伝子改造における三つの倫理原則を提示する。三つの原則は以下の通りである。

- ① 子どもの自由 (liberty) の保護
- ② 子どもの自律性 (autonomy) の保護
- ③ 子どもの統合性 (integrity) の保護

そして、今後もし技術が円熟するとしたら、治療的な改造は繁栄するだろうが、この三条件に従うなら、強化的な改造が出現し始めるとしても、その種類は比較的限られたものになるだろう、というのが金森の見通しである。

金森の現代遺伝学をめぐる考察が、このように子どもの保護に関する倫理原則の提示で結ばれたことは興味深い。現代遺伝学の動向には、優生学的趨勢がみられる。ただし、それは、過去のようなおぞましい優生学ではない。個人の自由を最大限に生かすものだ。国家の強制による不妊治療など非人道的なことは最初から排除されているし、現代遺伝学の知見や遺伝子工学の技術的基盤に支えられている。もしわれわれがリベラルな政治環境を好ましいとするなら、現代遺伝学の動向をただちに、優生学につながるとか、優生思想であるとして、否定しきるのは難しいのではないか。もちろん障害者論から提出される優生思想批判という論点は重い。ただし一方で、人間の〈プロメテウス・コンプレックス〉<sup>9)</sup>から目をそむけるわけにはいかない。ではあらためて、リベラルな政治環境のなかで社会的合意が得られるラインはどのあたりなのか。金森の思考実験の背景にはこのような問題意識が一貫している。近未来的な事態ではあるにせよ、新優生学の中核的な問題として生殖系列遺伝子改造があげられる。特に「デザイナー・チャイルド」を作ることに代表される強化的な改造については、前もってガイドラインを設定する必要がある。このガイドラインが遺伝子改造問題

における社会的合意の一つの基準になるのではないか。これが、新優生学の論理に寄り添い思考実験を進めつつも、極めて慎重に社会的合意ラインを探ってきた金森の結論である。

そして、このガイドラインの内容は、子どもの保護をめぐるものであった。三原則の内容は漠然とはしているが<sup>10)</sup>、金森のこのような議論展開を追っていくと、新優生学を問題対象としようとするとき、社会が子どもをどのような存在として捉えるのか、すなわち子ども観ないし教育観、生命観などをめぐる議論を避けることができないように思えてくるのだ<sup>11)</sup>。

### 3. 「新優生学と教育」という課題

最先端の科学技術としての遺伝子改良によって、生殖の段階から子どもを積極的に〈良い方向〉に導こうとする新優生学の射程は、このように、あらためて子ども観という問題を浮上させている。ここで、まさに子どもという他者の位置づけが、教育学が優生思想と接点をもつかどうかの分水嶺をなしていたということを思い出しておきたい。子どもという他者を大人（親）が自分の認識・理解・予測・推測・構想の範囲内で、〈良い方向〉に導こうとすること、これが子どもの〈他者〉性を否定するような態度であり、優生思想との接点であった。となれば、教育学が新優生学を研究対象としようとするのであれば、教育学が優生思想と接点をもつのだという認識が最低限の前提となろう。

そして同時に、新優生学を肯定する論者がしばしば教育との接点を語り、教育との連続性を新優生学肯定の論拠の一つとしていたということも思い出しておきたい。ここで、私が念頭においているのは、『パーフェクト・ベビー』の著者グレン・マッギーの、カプラン、マグナスとの共同論文「優生学のどこに道徳的な問題があるのか？」での議論である。前稿でも取り上げたこの論文で、彼らは「どのような倫理的な原則をもってきても、個人的な優生学の目標を非難するに十分な理屈は出てこないように見える」と結論し、新優生学を肯定していたが、そのなかで、教育（子育て）において、子どもに自分の宗教的価値観や趣味や慣習を教え込んでいいわけだから、遺伝子操作だけについて非難されるのはおかしいのではないかと問うていた。

このように、マッギーらは新優生学と教育の連続

性を論じながら新優生学を肯定する論拠としていた。果たしてこうした立論は成り立つのか。反論するとしたら、どのような議論がありうるのか。少なくとも、教育という営みを全否定することを遺伝子操作批判の論拠とはすまい。

以上のような問題意識のもと、新優生学における子ども観や教育観、生命観などを対象とする問題群を、本稿では、緩やかに「新優生学と教育」という課題として位置づけておく。次節では、試論的にはあるが、この課題へと迫ってみたい。

## II 生殖系列遺伝子改良と子どもの〈他者〉性をめぐる考察

前節では、新優生学の研究動向を検討、整理することで、「新優生学と教育」という課題を設定しておいた。本節は、その課題へと迫ることが目的となるが、どのようなアプローチ方法が考えられるだろうか。ここでは、先に取り上げた、教育学と優生思想の接点をずらすという観点から、子どもという他者の〈他者〉性の承認を目指そうとする、岡部の提案を手がかりとした。

手がかりとするといっても、多少の組み換えが必要となりそうだ。というのは、先にみたマッギーらのように、新優生学肯定論者がその肯定の論拠を教育との連続性を求めたときに、その立論においてすでに教育と優生思想は接点をもっている。となれば、もし彼らに反論しようとすれば、子どもの〈他者〉性の承認という価値を強調しようとするよりも、むしろ子どもの〈他者〉性の否定が、いかに問題になるのか、まずはその点を強調しておく必要があるだろうと思われる。

このような狙いのもと、以下では、生殖系列遺伝子改良をめぐる議論を取り上げ、子どもの〈他者〉性と関連づけながら考察してみたい。

### 1. 「先験的選択」という視点

アメリカのジャーナリスト、ビル・マッキベンは、著書『人間の終焉—テクノロジーは、もう十分だ！』<sup>12)</sup>において、ナノテクノロジー、ロボット工学とともに、先端的な科学技術として遺伝子操作を取り上げつつ、それらが人間を終焉に導こうとしている、と警告している。

フランシス・フクヤマの『人間の終わり』よって

有名になった「人間の終焉」論<sup>13)</sup>。マッキベンにおいては、「人間の終焉」とは、「人間であることの意味」が無化されるということである。たとえば、マラソンレース。努力して、自分のタイムを少しでも縮めることができれば、われわれはそれに充実感を覚え、意味あることと考えるだろう。ところが、それは親が施した遺伝子操作の結果ゆえであったら…。マッキベンは他にも、ピアニスト、チェス、バスケットボールなどについても同様な例をあげつつ、先端的科学技術の未来が「人間であることの意味」を奪うものであるとしたら、われわれは現状で「もう十分である」と自足すべきではないか。そのように提言している。

ここで注目しておきたいのは、マッキベンの提言それ自体というよりは、むしろ提言を支える根拠としての、マッキベンの以下のような議論である。

「あなたが遺伝子操作をした子どもは、選択の余地がまったくなくなってしまうのだ。あなたは、その子について一回限りの決断をした。ドーパミンをたくさん出して気分を変えるようなタンパク質を発現する遺伝子をもたせよう。あるいは、記憶力を高めるタンパク質を発現する遺伝子と、背を高くするタンパク質を発現する遺伝子をもたせよう、と決めた。彼はあなた（や医師）の思うままになる。胚は、たとえ増強された胚であっても、インフォームド・コンセントの書類にサインすることはできないのだから、彼がそれを受けるのはひとえにあなたの考えであり、あなたが彼に行使する権力は、あなたが自分の親から行使された権力とは比べものにならないほど大きい。たしかにあなたの親は、一定のやり方であなたを育てた。あなたをある特定の学校に入れ、友だちを選ぼうとし、自分たちがもっている偏見をあなたに教えた。しかしあなたは、ある程度はそれから逃れることができた—まちがいなくそのはずだ。ひょっとすると全面的に背を向けたかもしれない。もちろん、育てられ方の影響は長く残る。それが社会性生物というものだ。しかしそれは、カタログのなかから子どもを選ぶことはまったくちがう。遺伝子操作された子どもは、あなたが親から逃れたようには、あなたから逃れられない。」<sup>14)</sup> (傍点、括弧はマッキベンによる)

注目すべきは、マッキベンにおいて、遺伝子操作と、さまざまな価値観を伝達しようとする一般的な教育的行為とは、前者が、子どもがそこから逃れら

れない、後者が、子どもがそこから逃れられる、という点において差異化されているということである<sup>15)</sup>。拒否の不可能性、この点は新優生学と教育について考えようとするとき、一つ重要な論点かもしれない。

とはいえ、新優生学と教育の差異として、子どもの拒否の不可能性を指摘しただけでは、先のマッキーらへの十分な反論とはいえないだろう。なにゆえ、拒否が不可能であることが子どもにとって問題になるのか。そこまで論じる必要があろう。マッキベンにとっての答えは、子どもに選択の余地がなくなるから、ということだが、これでは到底納得できない。選択の余地のなさは、子どもの〈他者〉性を否定しているといえるかもしれないが、そのことの問題性を指摘するまでには至らない。

そもそも、単に選択の余地の有無により遺伝子操作の問題点を結論づけること自体、やや性急である。子どもにとって、生まれてくるにあたり、親も、身体も、名前も、国籍も選択することができない。生まれてくること自体も選択できない。子どもにとって、遺伝子操作のみならず選択できない事柄はたくさんあるのではないか。もし、遺伝子操作によって選択の余地がなくなることを論点としようとするならば、以上のような出生時の属性にまつわる選択の余地のなさの問題をあわせて考えなければならないのではないか。

属性における選択の余地のなさの意味が子どもにとってどのように影響するのか、そこまでの考察をへてようやく遺伝子操作における選択の余地のなさを問題とすることができる。まさにその点に着目しているのが、同書邦訳の「解説」において展開されている大澤真幸の議論である。

大澤によれば、人は、先天的な性質を、単に受動的に与えられるだけではなく、選びようもなく与えられる自らの先天的性質に対しコミットし、それを主体的・能動的に引き受けている。これは、ある意味で選択といえるが、一方で、奇妙な選択でもある。なぜなら、それはそうであるほかないもの、選択しえないことを選択だからである。なぜ選択できないのかといえば、その選択は、すでに終わっているからだ。それは「すでに完了した」という様相でのみ現れる選択なのだ。「人は、自らの先天的性質を、言わば人生に先立って、あらかじめ選択したものであるかのように引き受けるのである。」<sup>16)</sup>大澤は、この

ような選択を「先験的選択」と呼ぶ<sup>17)</sup>。

大澤が続けて論じるのは、人は一般的に、自ら選択したことに対しては責任を持つべきとみなされるが、実は通常を選択よりも「先験的選択」を通じて関与している事柄のほうが情熱的なコミットになる側面が強いということだ。たとえば、サークルへの忠誠心とナショナリズムとを比較してみれば、たしかに、擬制的である「先験的選択」の影響力の大きさがうかがえる。

では、「先験的選択」は、本節で問題にしている生殖系列遺伝子改良とどう関わってくるのか。それは「これまで、想定された擬制・虚構でしかなかった先験的選択を、現実化・具体化するもの」<sup>18)</sup>という点においてである。

ここまでの大澤の議論から、「先験的選択」という視点を得ることで、子どもの出生時の属性についても、実は「先験的選択」という擬制的で虚構的ではあるが、選択対象であるという見通しが可能となった。そして、「先験的選択」が、本質的に擬制的で虚構的であるがゆえに、通常を選択以上の影響力をもちうる、ということも確認された。しかし、生殖系列遺伝子改良が「先験的選択」の本質としての擬制性、虚構性を奪い、選択を現実化させてしまうのだとして、そのことは子どもにとって何を意味するのか。これはまさに、子どもの〈他者〉性を否定することが子どもにどのような影響を及ぼすのか、という問いでもあり、本節はそこまで考察を続けなければならない。

## 2. 子どもの主体化と「先験的選択」の喪失

大澤の議論の検討を続けよう。

大澤は、生殖系列遺伝子改良と「先験的選択」の問題をさらに深めるために、芹沢俊介のイノセンス論を参照している。芹沢は、先にみた子どもの出生時の属性における選択の余地のなさについて、それを子どもの「根源的な受動性」と位置づけ、「イノセンス」と呼ぶ。では、子どもが「イノセンス」であるということは何を意味するのか。芹沢によれば、それは、あらゆる行動の責任を問われることがないということだ。なぜなら、子どもは自分の意志で生まれてくることを選んだわけではなく、出生において「無罪」だからである<sup>19)</sup>。

このように「イノセンス」概念を規定する芹沢の議論が興味深いのは、出生を選択していないという

意味において、責任を問われることのない子どもが、出生を肯定し責任を担う主体として成長していくことを子どもの主体化<sup>20)</sup>とみなし、そのうえで、子どもの主体化のメカニズムを「イノセンス」概念を用いて説明しようとするところだ。

たしかに子どもは、この世に生まれ出て来ることも、親も、身体も性も、名前も自分では選ぶことはできなかった。しかしながら、こうした出生時の属性を肯定し直すことが求められる。というのは、「こうした肯定が子どもがひとりで世界と出会えるための契機であり、世界との出会いのプロセスそのもの」<sup>21)</sup>だからだ。ここでの「肯定」こそが、「イノセンス」の解体である。「イノセンス」は解体されなければならない。さもなくば、「幾つになっても、世界に対して、自分が存在することの責任を引き受けることができず、したがって、成熟するということができない」<sup>22)</sup>。

では、世界との出会いのプロセスとしての「肯定」はどのようにして行われるのだろうか。すなわち、「イノセンス」はいかにして解体されるのか。芹沢が強調するのは、「イノセンス」の解体は、親が子どもの「イノセンス」を否定しようとするのではなく、イノセントな存在としての子どもを全面的に肯定してやる態度こそが、子どもの「イノセンス」を解体させる、というメカニズムである。以下、芹沢があげる「イノセンス」解体の例を、大澤の論評とともにみておこう。

芹沢が取り上げるのは、養親の養子に対する「真実告知」の場面である。芹沢によれば、「イノセンス」の解体のプロセスが、より明瞭に現れるのは、実は、通常の親子関係でなく、養親・養子関係である。というのは、通常の親子関係では、「血縁」という自然性についての親子双方の認識が、親の、イノセントな存在としての子どもに対する肯定を半ば終わらせてしまうのに対し、養子の場合、親がその子の存在を肯定していることをあらためて示してやる必要があるからである。社団法人家庭養護促進協会大阪事務所が作成したパンフレット『真実告知事例集—うちあける』（初版1991年、改訂版2004年）によれば、「真実告知」のセレモニーには次のような三段階がある。

第一に、「私達は、血のつながりはないけれど、ほんとうの親子なのだ」ということを子に伝える。ここで注意すべきことは、否定的な告知にならないこ

と。たとえば、「実は、私達はあなたのほんとうの親ではないのだよ」というような言い方をしてはいけない。第二に、「私達は、あなたを選んだのだ」「他の誰でもなく、あなたが気に入って、あなたを私達の子どもにしたかったのだ」ということを子に伝える。ここでも注意しなければならない点がある。それは選択が条件付きでないこと。間違っても、たとえば「賢かったから…」「良い子だったから…」「おりこうだったから…」などと、口にしてはならない。そして第三に、「私達は、あなたに出会えてうれしかったし、あなたを迎えて満足している」ということを伝えて、真実告知のセレモニーは完了する<sup>23)</sup>。

真実告知のセレモニーは、養親が養子を迎え入れる際の、全面的肯定を表明することを目標としている。第一段階で、親子であることを告げるときに、否定的な言い方をしてはいけない理由は、否定的な言い方をすることで暗に、血のつながりのある親子関係こそが望ましいことをほめかすことになってしまうからであろう。

第二段階については、大澤がそこの「選択」の両義性について次のように述べている。「それは、一方では、まさしく選択ではあるが、他方で、選択としての実質を欠いた空虚なものなのだ。空虚だというのは、その選択にはまったく理由がなく、それはただそうしたかったからそうしたのだといった具合にトートロジカルに説明されるしかないからである。」<sup>24)</sup>

大澤は、この場面での選択を「空虚」だと言っている。たしかに、通常選択は、いくつか選択肢があり、そのうえでの選択ということになるだろう。養子の場合であれば、賢いとか、行儀がいい、など選択の理由がありえるのかもしれないが、真実告知の第二段階では、「場合によって他でありえた」という留保は許されない。子どもに「どんなときに自分は養子として選ばれなかったのか」ということを示してはいけない。芹沢の議論にしがえれば、もし条件付きで選ばれていたとすれば、子どもの存在は全的に肯定されていないことになる。子どもが賢いとか、行儀がいいといった条件を満たしえなかった可能性が十分にありえただろう。そうであるとすれば、条件付きの選択は、そのような場合の子どもは拒否され、否認されていることを含意してしまう。

以上のような考察をへて、大澤はイノセンス論を次のように論じ直す。

「イノセントな子どもが、イノセンスを脱して、責任の主体へと転ずるときには、彼は、この他者の(空虚な)選択を、自ら自身に帰するかたちで反復しているのである。このことによって、人は、自ら自身の必然的にして偶然的な存在—私がまさにこの私としてここにいること—を選択できるようになるのだ。言い換えれば、人は、本来は選びようのない自身の存在と本性を、あらためて、あたかも自分自身の責任において選んだかのように、引き受けるようになるのである。」<sup>25)</sup>(括弧は大澤による)

ここで、「先験的選択」をめぐる議論を思い返してみれば、上記引用の最後の一文が特に重要であることがみえてくる。「先験的選択」とは、自分の先天的性質を人生に先立って選び取るかのような選択であった。大澤は、芹沢のイノセンス論を媒介として、「先験的選択」をめぐるメカニズムを導き出しているのである。それは、子どもが「イノセンス」を解体させ、責任主体へと転じる際に「先験的選択」の次元が必要になるというメカニズムである。

さて、本節の課題は、生殖系列遺伝子改良における問題点を探ることであったが、芹沢のイノセンス論を参照した大澤の議論を通して、重要な論点はほぼ出揃った。子の「先験的選択」に到るプロセスとして、親の空虚な選択が必要であった。「ところが、遺伝子操作は、親の選択を実質化する。つまり、それは、親の選択を、通常を選択と同じタイプの選択へと転換する。」<sup>26)</sup>知能の高さ、高身長等々、可能である遺伝子プログラミングのうち、親が、自分の希望する選択肢を選択する。それは「イノセンス」の解体に必要な無条件の選択、空虚な選択ではなく、あくまで条件付き選択である。このとき、子どもは何を失うのか。それは「先験的選択」である。子どもが、「イノセンス」の肯定から解体に到るための重要な契機、すなわち責任を担える主体として成長するための「先験的選択」の次元をもつことができなくなるこそ、大澤における生殖系列遺伝子改良の問題点であった。

ここで、本節の締めくくりとして、新優生学を肯定する論拠の一つを教育との連続性に求めていたマッギーらの議論を今一度思い返しておきたい。彼らは問うていた。そもそも教育(子育て)において、子どもに自分の宗教的価値観や趣味や慣習を教え込んでいいわけだから、遺伝子操作だけについて非難されるのはおかしいのではないか、と。本節にお

ける長い考察をへて、マッギーらの議論に揺さぶりをかけることができるのではないか。

子どもという他者を大人(親)が自分の認識・理解・予測・推測・構想の範囲内で〈良い方向〉に導こうとすること、これが子どもの〈他者〉性を否定するような態度であり、優生思想との接点であった。新優生学が教育との連続性を語るときに、その教育観はすでに優生思想と接点をもってしまっている。新優生学における子どもの〈他者〉性への否定的態度は、生殖系列遺伝子改良を通して、子どもが主体化するときに必要となる「先験的選択」の次元を喪失させる。親による空虚な選択は、今や実質的な選択となった。子どもは、高い知能あるいは高身長等々を獲得するかもしれない。しかし一方で、出生時の属性を肯定し直すことができない、すなわち自らの同一性を肯定できないとしたら、その代償はあまりに大きいのではないか。ささやかではあるが、これが、本節での考察を通しての、新優生学肯定論者たちへの反論である。

## おわりに

「はじめに」で述べておいたように、本稿ではさしあたり次の二点を目指した。

第一に、2004年春に執筆した前稿以降の、新優生学を対象とした研究動向を概観しておくこと。具体的には、第I節で教育学の学会発表や、金森修の『遺伝子改造』における議論を取り上げ、生殖系列遺伝子改良にみられる肯定的優生の問題を念頭におきながら、新優生学における子ども観、教育観、生命観などを対象とした問題群を、「新優生学と教育」という課題として位置づけた。

第二に、新優生学に対する教育的応答を試みる。これは「新優生学と教育」という課題に迫るための一つの試みでもあった。教育的応答としてのアプローチは、優生学と優生思想の接点をずらすという観点からの「子どもの〈他者〉性の承認」という視点を手がかりとし、生殖系列遺伝子改良をめぐる議論を検討した。

本稿において目指した第二の点であり、すなわち第II節の議論「生殖系列遺伝子改良と子どもの〈他者〉性をめぐる考察」について、若干補足をしておきたい。第II節の議論の主役は、実は、大澤真幸による「先験的選択」という概念であり、また、芹沢

俊介による「イノセンス」概念であった。子どもの〈他者〉性という論点は結局主観的に論じられることはなかったように思われるかもしれない。

とはいえ、もちろんのことではあるが、子どもの〈他者〉性をめぐる考察をまったく行っていないということではない。第II節の冒頭で、マッキーら新優生学肯定論者への批判的論点を抽出する仕掛けとして、子どもの〈他者〉性の承認という価値を強調することを反転させ、子どもの〈他者〉性を否定する態度がはらむ問題点を提出していくことを狙いとした。そのような狙いのもとで、生殖系列遺伝子改良の議論を取り上げた。大澤や芹沢の議論を手引きとしつつ、子どもの主体化という視点から生殖系列遺伝子改良の問題点をあげていった。そして、最終的に、マッキーらにささやかな反論を提示しておいた。このようにして、子どもの〈他者〉性という視点は、前景からは一步引きながらも、「新優生学と教育」という課題へと迫るキー概念として、議論を明確化するためのたしかかな手がかりとなっている。

最後に今後の課題について述べておく。当然、本稿で設定した「新優生学と教育」という課題にアプローチしていくことになる。分析枠組みとしては、やはり子どもの〈他者〉性という視点が有効になりそう<sup>27)</sup>。教育学と優生思想の接点をずらす可能性をもつという意味で強みをもっている。今後の新優生学の動向に注意を払いながら、子どもの〈他者〉性という視点から多様な議論を展開していきたい。

## 註

- 1) 『研究室紀要』第30号、東京大学大学院教育学研究科教育学研究室、2004年、61-71頁。
- 2) 前稿において、新優生学が旧来の優生学と区別される点について、次のように述べておいた。「旧来の優生学が、人種差別的で強制的・暴力的な生殖への介入だったのに対し、新しい優生学 (new eugenics) は個人の利益と自由を最大限に生かし、自発的に遂行されることである」と。加えて、「否定的優生学 (negative eugenics)」だけでなく「肯定的優生学 (positive eugenics)」的側面が強調されていることも述べた。本稿でも同様の意味で新優生学を論じていくが、一点、新優生学は現代遺伝学の知見や遺伝子工学の技術的基盤に支えられており、旧来の優生学と比較して、より「科学的」かつ「客観的」である、ということをつけ加えておきたい。

3) 前稿で、私は2003年4月のヒトゲノム解読完了を報じた新聞記事を取り上げることから始めている。現代遺伝学の発展の象徴的事態について言及することで、議論展開への助走としたつもりだった。2004年から2006年春にかけてもヒトゲノム関連の大きなニュースがあった。本稿の内容に直接的に関連があるわけではないが、以下の二つは現代日本でのヒトゲノムに関する社会的情勢、雰囲気などを多少なりとも把握しておくために重要だと思われるので、取り上げておきたい。

まず、一つめは2006年4月17日にアサヒコムで報じられた「一家に1枚、ヒトゲノムマップ 文科省が一般配布」というニュース (<http://www.asahi.com/science/>)。「人間の全遺伝情報であるヒトゲノムを、一般向けに解説した「一家に1枚ヒトゲノムマップ」を文部科学省が作った。全国の小、中、高校に計4万枚を配る。一般の希望者にも、17日から各地の科学館などを通じて先着順で約5万枚を配る。ヒトゲノムは約2万6800個の遺伝子を含む。マップにはその約1%を記載し、「コラーゲンをつくる遺伝子」や「お酒への強さを決める遺伝子」など身近なものをイラスト入りで解説した。ホームページからダウンロードもできる。」

早速入手してみて、A3版一枚に盛り込まれたその情報量に驚かされた。このマップには、上記記事にあるように、ヒトゲノムに含まれる全遺伝子(約2万6800個)のうち、さまざまな機能に関わる約1%分の遺伝子の名前と、さらに、ヒト染色体の22種類の常染色体、XおよびYと呼ばれる性染色体それぞれにおけるそれらの遺伝子の位置が示されている。ならびにそのなかの1割程度の遺伝子については、詳細な解説が加えられている。

このようなヒトゲノムマップを用いて、いかなる教育実践がなされるのだろうか。遺伝子決定論的な見方が強まるのではないか、という危惧はいくらなんでも性急だろう。ここでは、人間理解のための知見の一つとして、ヒトゲノムに関する知見が、学校教育を通して伝達されようとしていることを確認しておきたい。

もう一つ注目しておきたいのは、2004年7月23日に提出された、生命倫理専門調査会による最終報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」について。ヒト胚の研究・利用について三年半議論を続けてきた同委員会は最終報告書で、ヒトクローン胚の研究目的での作成と利用を認めた。ヒトクローン胚を使うことで、拒絶反応のない再生医療への道が開け、難病患者を救うことができるかもしれない。それが研究目的でのヒトクローン胚利用容認の根拠である。ところが、いのちの始まりとして



のヒト胚を利用することの倫理的根拠については十分に述べられていない。この生命倫理専門調査会の上部組織は、科学振興を任務とする総合科学技術会議であり、同会議の常勤委員である学者が会長を務めるという仕組みになっていた。そもそも、国の生命倫理についての方針を審議するシステムとして問題があったかもしれない。調査会終盤のヒトクローン胚容認にいたっては、強行採決で導かれた。しかも、当日の採決を知らされていた委員とそうでない委員がいた。

このように、生命倫理専門調査会は、報告書のみならず審議の過程にいたるまでさまざまな問題点を抱えていた。同調査会の委員の一人であり、ヒト胚の研究・利用については一貫して慎重論の立場に立っていた宗教学者の島蘭進は、議論の争点を中心に、審議の過程を詳細に総括し、複数の委員と共同で提出した「対案」やその他さまざまな資料をまとめ、国レベルでの生命倫理の審議の一からの出直しを問うている（島蘭進『いのちの始まりの生命倫理—受精卵・クローン胚の作成・利用は認められるか』、春秋社、2006年）。

- 4) 一般的に、遺伝子への介入には四類型があるとされる。体細胞の遺伝子治療と遺伝子改良、生殖系列の遺伝子治療と遺伝子改良の四つである。このうち、実際に試みられており、それなりに社会的容認を受けているのは、体細胞の遺伝子治療だけである（榎佳之『ヒトゲノム—解読から応用・人間理解へ—』、岩波書店、2001年参照）。なお、「治療」、「改良」という言葉も、論者によっては、両者を含めた概念として「改造」とされる場合もあるし、また、「操作」という言葉が使われることもある。本稿では、肯定的優生の側面に注目したいので、基本的には「改良」という言葉を用いることにする。「改造」や「操作」という言葉を使うのは、その言葉を使う論者の議論を取り上げるときだけにする。後でもふれるように、「治療」と「改良」の境界も曖昧になっているというのが現状であり、慎重な用語使用が求められるだろう。
- 5) 「教育学と優生思想の接点」では、藤川信夫による総括の他、岡部美香「大正自由教育期の思想家に見る優生学・優生思想へのアプローチ—山本宣治における他者をく他者」として承認するまなざし—、山内紀幸「新しい優生学と教育との親和性—1990年代アメリカの「ベルカーブ論争」から—」の発表があった。「教育学における優生思想の展開—歴史と展望—」では、丸山恭司「優生学と教育：人間改良の技術と思想」、高木雅史「国民優生法下の優生結婚—「結婚十訓」をめぐる—」、根村直美「自己決定権」をめぐる道徳哲学的考察—出生前診断をめ

ぐる—」、藤川信夫「オーダーメイド教育に関するエッセイ」の発表があった。二つの研究発表ともに、当日は、大変ボリュームあるレジユメが用意、配布され、今後の優生学研究のための重要な資料集となっている。本稿における以下での引用は、そのレジユメに基づくものである。

- 6) 岡部は、研究発表では、大正期、関西地方で生じた産児調節運動における中心的な論客であった山本宣治の思想に着目し、同時代の思想家である小原國芳、山川菊栄の思想と比較検討している。岡部によれば、山本は優生学を基本的に支持しつつも、小原や山川とは異なり、他者の〈他者〉性を考慮する視点を失わなかったという。
- 7) 遺伝子改造論の歴史については、第六章「アーカイヴ—遺伝子改造論の航跡」に詳しい。
- 8) The President's Council on Bioethics, *Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness*, Washington D.C., Dana Press, 2003. (邦訳) 大統領生命倫理評議会報告書、倉持武監訳『治療を超えて—バイオテクノロジーと幸福の追求』、青木書店、2005年。
- 同倫理評議会のメンバーには、生命倫理学者レオン・R・カスや、政治学者フランシス・フクヤマらが名を連ねている。
- 9) 金森は〈プロメテウス・コンプレックス〉について、次のように述べている。「神から火を盗んだせいで、もの凄い懲罰を受けたプロメテウスの姿は、実は、より上を目指しては挫折していき、それでも憧憬や渴望をやめようとしない人間の姿そのものだ。〈プロメテウス・コンプレックス〉を抱えたままに生きていくというのは、人間の根源的な業、または性的な<sup>う</sup>ようなものだ。これを見ようとしない人間論は、どれほど美や正義論などで化粧をしても、底の浅さを隠すことはできない。」(237頁)
- 10) 金森は自身の提示する三原則について次のように述べている。「自由と自律性という概念の相違については若干不明確かもしれない。強いていえば、後者は、子どもが自分を主体的エージェントとしていつも感じることができるような状態を中核的規範としてもつという意味で、前者よりも若干特定の性格の強い、狭い概念だといっている。また〈統合性〉という概念は少し分かりにくいかもしれない。それは或る種の調和、全体の纏まりのようなものを意味している。だからたとえば極度に高い知性を改造で多くの人間に付与するなどということをしてはいけない、ということが、この条件から帰結する。〈極度に高い知性〉は、人間精神のこれまでの、かろうじての纏まりを破壊し、解体する可能性を孕むか

らである。その一方で目の色の改変などは、統合性を明らかに破壊しているとはいえない、という判断が可能だ。」(256-257頁)

本三原則からは、具体的にどのような改造が可能なのか、そして不可能なのかを特定することは正直困難のように思える。しかし、別の箇所ですでに、金森は許容可能な改造についてより具体的に語っている。第二章「遺伝子改造社会のメタ倫理学」において、『偶然から選択へ』(Allen Buchanan, Dan W. Brock, Norman Daniels, & Daniel Wikler, *From Chance to Choice: Genetics & Justice*, Cambridge University Press, 2000)の著者たちにならって、子どもの自由な未来を限定しないような「汎用の善」ならば改造を認めてもいいのではないか、という見解を示している。免疫系の強化、老化の遅延、記憶力の増大などである。

- 11) 『遺伝子改造』において主題とされているのは、遺伝学の近未来についての科学哲学的な議論であり、そして、遺伝学の知見が、リベラルな政治環境のなかでどのように享受されるのか、つまり社会的合意とされる地平を見定めようとする作業であった。そのことをあらためて確認しておきたい。金森自身が認めているように、金森におけるリベラリズム論が本書において展開されていないことは、ひとつ物足りない点とはいえるかもしれない。しかし、教育学的関心からすれば、本書において新優生学における子ども観、教育観などをめぐる議論が十分には展開されていないことのほうが、より物足りないように思える。とはいえ、それは問題関心の出立点の差異といえるのかもしれない、金森が提示する「設計的生命観」を教育学的視点から検討していくというような作業を至急始めていくことが、有益なのではないかと思う。
- 12) 山下篤子訳、河出書房新社、2005年。本書の原題が *ENOUGH: Staying Human in an Engineered Age* であることを考えれば、邦訳タイトルはやや誇張気味といえるかもしれない。
- 13) フクヤマが『人間の終焉』で展開する「人間の終焉」論の射程を見定める作業は今後の課題としたい。たとえば、フーコーにおける人間学批判のインパクトと比較してみたときにどうか。ちなみに、金森は『遺伝子改造』第四章におさめられている松原洋子との対談「生命にとって技術とはなにか」のなかで、フクヤマにおける「普遍的な人間性」という想定のもとでの遺伝子改良批判は、論点として弱いのではないかと指摘している。
- 14) マッキベン、前掲書、255-256頁。
- 15) このようなマッキベンの指摘と同型の議論は、いくつか

散見される。たとえば、立岩真也は『私的所有論』(勁草書房、1997年)で次のように述べている。「私達は、人を殺すとか、友達をいじめるな、といったことを、いろいろな理屈をつけることはあるにせよ、結局は有無を言わず、押し付ける。しかしそれ以外で、私達は、何が生きていく上で便利であるかを知らせ、その手段を提供するが、そこから離脱することを認めている。あるいは認めていないとしても、現実には、その場には既にその者がいて、その者の抵抗に会うことができる。私達は様々なことをその者に押し付けようとするのだが、それは完全には成功しない。しかし積極的優生(=positive eugenics(肯定的優生):引用者註)においてはそのような可能性は想定されていない。現場にその存在は無いのだからその可能性は封じられている。両者はこのように異なる。」(421頁)当然、このような議論の背景には、立岩が同書で粘り強く論じている「〈他者〉が在ることの受容」という原理がある。

あるいはまた、ハーバーマスにも同型の議論がある。「…成長過程の形成プロセスにおいて子供は常に第二人称の役割を取るわけであるが、こうしたプロセスには相互行為的構造が潜んでおり、それゆえ、両親が性格形成に寄せる期待は原則的には子供の側からの「拒否が可能」なものとなる。(中略)ところが、両親が独自の選好によって行った遺伝子による固定化の場合は、まさにこうしたチャンスが与えられないことになる。遺伝子工学的な介入をした場合には、計画された子供に第二人称として語りかけ、その子供を相互理解のプロセスに組み込むようなコミュニケーション的余地が開かれていない。」(三島憲一訳『人間の将来とバイオエシックス』、法政大学出版局、2004年、104-105頁)ハーバーマスは、ポスト形而上学の時代における道徳の源泉をコミュニケーション基盤に求めるという従来の立場に立ちながら、遺伝子操作が「人類の倫理的自己理解」、つまり、われわれが自分のライフヒストリーの分割不可能な起動者(Autor=著者)として自分を理解することに、重大な影響を及ぼすのではないかと、として遺伝子操作について慎重な態度を求めている。

- 16) 大澤真幸『『人間の終焉』一解説』、マッキベン、前掲書、311頁。
- 17) こうした大澤の議論のベースをなしているのは、カントにおける個人の性格をめぐる考察である。カントによれば、人は、性悪な人物と出会い、その性格は先天的なものだと判断したとして、実はそのとき同時に、その人物を倫理的に悪いとみなし、性格に関して彼に責任があ

る、と推論する。大澤の用語でいえば、性悪な人物を倫理的に悪いと判定するとき、われわれは、この人生に先立つ選択—先験的選択—に関して、その人物の責任を問題にしている、ということになる。

- 18) 大澤、前掲「解説」、マッキベン、前掲書、313頁。
- 19) 芹沢のイノセンス論は、『現代く子ども>暴力論(増補版)』(春秋社、1997年)「序—イノセンスの壊れる時」と「イノセンス論」に詳しい。芹沢は同書で、「イノセンス」という視点から、子どものふるう暴力、子どもにふるわれる暴力などについて考察している。
- 20) 芹沢がここで使用し、大澤もまた使用している「主体」ないし「主体性」という言葉について、若干補足をおきたい。いうまでもなく、「主体」、「主体性」概念は、これまでたくさん思想家がそれぞれの枠組みのなかで用いており、一様に定義できるような概念ではない。芹沢、大澤ともに、ここで特定の思想家に依拠しつつ、「主体」、「主体性」という言葉を使っているようにはみえない。正確に特定できるわけではないが、「責任」という言葉と関連づけているところを見ると、『岩波哲学・思想事

典』(岩波書店、1998年)の「主体性」の項目における「【語源】「主体性」とは、認識や行為の主体でありまたそれらに責任を取る態度のあることを言う。」が、彼らの用語法に最も近いように思われる。

- 21) 芹沢、前掲書、22頁。
- 22) 同上、14頁。
- 23) 社団法人家庭養護促進協会大阪事務所『真実告知集—うちあける』(改訂版)、2004年、12-14頁。
- 24) 大澤、前掲「解説」、マッキベン、前掲書、317頁。
- 25) 同上、320頁。
- 26) 同上、321頁。
- 27) <他者>ということでは、本稿註釈15でふれた立岩真也の『私的所有論』が代表的文献として存在している。あらためて検討してみる必要を感じている。また、つい最近、<他者>をキーワードとして新優生学と教育について検討された論文が発表された、ということ最後に特記しておきたい。森岡次郎「新優生学」と教育の類縁性と背反—「他者への欲望」という視座—(『教育哲学研究』第93号、2006年5月、102-121頁)である。